

平成 28 年度遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務
(測量)に関する基本協定書

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 光橋 尚司（以下「甲」という。）と、
株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時等応急対策設計業務（測量）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動命令があった場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策設計業務（測量）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（実施内容）

第 2 条 甲は、第 3 条に定める区間において災害が発生し、又は発生のおそれがある必要と認めるときには、災害又は出水状況に応じて乙に応急対策業務を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、特段の理由がない限り、甲の指示により当該災害箇所における応急対策業務を実施するものとする。

3 乙は、これらの業務を適切に対応できるよう河川情報センター、日本道路交通情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（実施区間）

第 3 条 業務の実施区間は、原則として別図のとおりとするが、出水状況、被災状況及び交通事情等により、必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

（甲の管理区間外での実施）

第 4 条 甲は、前条の規定にかかわらず、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動命令があった場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について第 2 条第 1 項の要請ができるものとする。

2 乙は、前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

(監視)

第5条 甲は、異常な自然現象により緊急的に水位上昇の状況等を把握するために、監視を要請することができるものとする。

2 監視の実施場所は、第3条の実施区間とする。

3 乙は、前項の要請があった場合は、監視及び情報収集に必要な人員体制を確保し、常に気象情報、水位及び堤防の状況等を把握しながら、防災情報課と連絡を密にして、監視を実施するものとする。

4 監視は、監視員2名の班編制により実施するものとする。

5 監視中、原則として1時間毎に防災情報課に状況を報告するものとする。ただし、異常が発見された場合には直ちに異常の内容を報告し、指示を受けること。なお、必要と判断される箇所等については、写真撮影を行うとともに状況の記録を行うこと。

6 監視には、写真機、ビデオカメラ、野帳、懐中電灯、双眼鏡、その他必要に応じて資器材を携帯するものとする。

7 乙は、甲の要請を受け監視等を実施した場合、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できるものとする。

なお、監視の1時間あたりの単価は下記のとおりとする。又、移動に伴う基地は〇〇市役所とし、交通手段はライトバン 1500cc と設定する。

○監視（監視員2名）

対象時間	時間帯	1時間あたりの単価
5時～22時	始めの8時間	12,030円
	8時間を越える部分	8,260円
22時～5時	始めの8時間	13,690円
	8時間を越える部分	9,920円

8 甲の第7項に基づく乙への支払いは、四半期毎を基本とする。

(出動の要請)

第6条 甲は、乙に対し第3条又は第4条の実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策設計業務（測量）のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(業務内容の指示)

第8条 業務内容の指示は、防災情報課長等（以下「担当職員」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施)

第9条 乙は、第6条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急対策の業務を実施するものとする。

2 乙の責任者は、業務実施後遅滞なく測量の成果品等を担当職員に書面により提出するものとする。

(乙の業務)

第10条 乙は、業務の履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。

2 業務の実施にあたっては、測量業務共通仕様書(案)、設計業務等共通仕様書(案)及び諸法規を遵守し作業の安全と円滑を図るとともに、担当職員と密接な連絡を取り業務を遂行しなければならない。

(契約の締結)

第11条 応急対策設計業務(測量)について甲から出動要請があった場合には、速やかに調査業務等請負契約書を締結するものとする。

2 監視については、本協定書を基に、請書を提出するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、協定発行時に乙が有していた一般競争参加資格を失効した場合は、失効した日をもって協定を無効とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年 3月28日

甲 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
 国土交通省 九州地方整備局
 遠賀川河川事務所長 光橋 尚司

乙 福岡県〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇
 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇